

最近の著作権事情 図書館問題

著作権委員会*

図書館問題をご存じだろうか。図書館による本の貸し出しが、著作権者の利益を減殺しているかいないかを巡って近年沸騰している議論である⁽¹⁾。ここでは、図書館問題を皆様に紹介しよう。

まず、法律面の簡単な解説をしておこう。我々が普通に手にする書籍は、著作物を出版者が複製した複製物である。よって書籍の譲渡や貸与については、著作権の各支分権が及ぶのが原則である。図書館について問題となる支分権は、貸与権（第26条の3）である。しかしながら、書籍や雑誌（楽譜を主な内容とするものを除く）については、附則第4条の2により当面の間第26条の3の適用が除外されている。これは、第26条の3が設けられた契機が、図書館とは無関係な貸レコード店問題であったことによる。このため、本の貸し出しは著作権者の許諾なく可能なのである。さらに、第38条第4項では、非営利目的で貸出料を取らないことを条件に、複製物の公衆への貸与を認めている。このため、仮に附則第4条の2が停止されたとしても、公共図書館による本の貸し出しができなくなるわけではない。この他、図書館に特に言及している条文としては、一定限度下で図書館における図書館資料の複製を許容する第31条がある。なお、西欧主要国では、公共図書館での貸し出しに際して著作者の経済的な権利を補償するための「公共貸与権」が確立しているようである。

本題に戻ろう。著作権者側は、図書館がベストセラー本を大量購入して貸し出すのは無料貸本屋に等しいと批判する。一方、図書館側は、納税者の要望に応えるのは公立図書館の責務であると反論する。これが、論議の大まかな図式である。

著作権者側の言い分⁽²⁾を一言で言えば、「図書館での貸し出し図書が増加によって、著作者の経済権が著しく侵害されている」ということである。図書館で借りて読めば新刊書店（古本屋以外の本屋、つまり普通

の書店）で本を買う必要がないからである。そして、図書館ばかりでなく新古書店（ブックオフ等）や漫画喫茶も、同様にやり玉に上げている。

しかし著作権者側の意見は実は一枚岩ではない。上記のような主張は主として、出版社、それもベストセラー本を出すような出版社の立場に立脚しているようである。

それに対し、そもそも少部数しか売れないような種類の本（専門書等）を出している立場からは、逆に、近頃では専門書は「図書館にすら買ってもらえない」という実情が指摘されている⁽³⁾。その原因は、図書館の予算が限られているために、「安価で売れている本しかそもそも買えない」ことにあるとし、売れ筋本の後追いをする図書館の姿に疑問を提示している。

また、出版社と作家とでも意見は異なる。作家の立場からは、図書館の活動を批判するには実情の把握がなお不十分ではないか、西欧並の公共貸与権を実現させるためには、「図書館側も連帯しての要望」の方が訴求力があるのではないかと、この意見が表明されている⁽⁴⁾。そして、作家は従来、図書館の貸し出しよりも、「出版主導から受ける不利や不当」に「重く泣いてきた」のだとしている。

一方、図書館側の言い分はむろん、本を無料で貸し出すということは「公立図書館の基本的な機能」であり、この当たり前のことがなぜ批判されるのか、ということである⁽⁵⁾。そして、公立図書館では限られた予算の下、サービス人口、予約状況、作品の息の長さなどを総合的に判断して購入図書、冊数を決定しているのであって、成績を上げるためにベストセラー本を大量購入するようなことは、「断じてあり得ない」としている。また、図書館の利用者すなわち潜在的な購入者とする出版側の見方に対する疑問も提示されている。

* 担当 副委員長 岡戸 昭佳

さらに、図書購入予算が近年大幅に削減されていることや、司書としての職員さえいない図書館の存在などが指摘されている。

ここへ来て図書館と著作権をめぐる論議が活発化している背景には、国民の活字離れ、それに伴う出版不況が長引いていることがあると思われる。著作権政策的に見ればこの問題は、著作権の保護と著作物の利用促進との相克ということであろう。また、新古書店の問題と合わせ、我が国における書籍の流通システムそのものが持つ構造的な問題が浮き彫りにされているという一面もある。

参考文献

- (1) 例えば、中日新聞夕刊2002年7月8～10日文化面「図書館を考える ㊦, ㊧, ㊨」
- (2) 例えば、日本ペンクラブ「著作者の権利への理解を求める声明」
<http://www.japanpen.or.jp/honkan/seimei/010615.html>
日本文藝家協会「文部科学省・文化庁への要望書」
<http://www.bungeika.or.jp/statements/20020606.html>
- (3) 前掲(1)の「㊧」
- (4) 前掲(1)の「㊨」
- (5) 前掲(1)の「㊦」

(原稿受領 2002.10.18)